

健康・福祉

国民健康保険高齢受給者証について

【保険年金課】

70歳～74歳の国民健康保険被保険者に対し、医療費の一部負担金の割合を示す「国民健康保険高齢受給者証（高齢受給者証）」を発行しています。

被保険者証とともに、医療機関などの窓口で提示してください。

●高齢受給者証の送付

70歳に到達する人については、到達する月（1日生まれの人はその前月）の下旬に郵送します。翌月1日から使用してください。すでに高齢受給者証をお持ちの人については、7月中旬に郵送します。8月1日が更新日となりますので、8月1日から新しい高齢受給者証を使用してください。

●問い合わせ 保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

介護保険料の減免手続きについて

【介護保険課】

災害や収入の著しい減少などの理由により、介護保険料を納めることが困難な第1号被保険者（65歳以上の人）には、申請により介護保険料を減免する制度があります。該当基準など、詳しくはお問い合わせください。

●減免の対象となる理由

- 災害により、住宅・家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- 主たる生計維持者の死亡・長期入院などにより、収入が著しく減少した場合
- 生計が著しく困難な場合
- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った場合、または事業収入などの著しい減少が見込まれる場合

●申請先・問い合わせ 介護保険課 ☎33-1633

後期高齢者医療保険における限度額適用・標準負担額減額認定証について

【保険年金課】

入院・外来時の一部負担金（自己負担額）が限度額までとなる認定証を申請により交付します。

限度額は世帯の所得により決定されます。なお、自己負担割合が1割で住民税が課税されている世帯の人は、後期高齢者医療被保険者証を提示することにより自己負担額が限度額までとなるため、申請は不要です。

●対象

- 住民税非課税世帯に属する人
- 住民税課税所得145万円以上690万円未満の人
- ※すでに認定証をお持ちの人には、7月末までに新しい認定証を郵送しますので、申請は不要です。

●持ち物

- 後期高齢者医療保険被保険者証
- 届け出される人の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、診察券など）

●申請先・問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

老人医療費支給制度について

【保険年金課】

市では、要件に該当する67歳から69歳の人を対象に、2割負担で保険診療を受けられる医療費助成を行っています。助成を受けるには申請が必要です。

●支給要件（他にも要件があります）

- 本人を含む世帯全員が、住民税非課税であること
- 世帯全員の前年の収入合計額が基準額以下であること（基準額＝1人世帯の場合100万円）。
- ※世帯員が1人増えるごとに40万円が基準額に加算されます。また、収入とは、障害年金や遺族年金などの非課税収入も含めた額です。

●申請先・問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

後期高齢者医療の保険証更新のお知らせ

【保険年金課】

後期高齢者医療費の窓口負担割合の見直し（2割負担の導入）に伴い、令和4年度の保険証（被保険者証）は、被保険者全員に対して、2回交付します。



1回目の保険証は、7月初旬に簡易書留郵便で郵送する予定です。

●1回目の保険証「うすいオレンジ色」について

7月1日から9月30日まで有効ですので、保険証が届き次第使用できます。

●現在お持ちの保険証について

これまでの「みず色」の保険証は、8月1日以降使用できません。保険年金課に返却していただくか、ご自分で処分してください。

※ご自分で処分する場合は、細かく裁断するなどして、住所や氏名などが他の人に知られないように十分注意してください。

●2回目の保険証「うすい緑色」について

10月1日から令和5年7月31日まで有効な保険証を9月中旬から下旬ごろに簡易書留郵便で郵送する予定です。

※年金収入とその他の合計所得が200万円以上の単身世帯および320万円以上の複数世帯の人は、窓口負担割合が2割になります。なお、住民税非課税世帯の人は、1割負担のまま変更ありません。

●問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

橋本市国民健康保険税について

【保険年金課】

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても家族が国民健康保険に加入している場合、世帯主あてに納税通知書を送付します。なお、普通徴収の人には納税通知書を、特別徴収（年金天引き）の人には本徴収の案内を7月中旬に郵送します。

●減免の手続きについて

次に該当する世帯は、申請により保険税の減免ができる場合がありますので、ご相談ください。

- 前年中に所得はあったが、やむを得ない理由により失業、休業などで所得が激減した場合（新型コロナウイルスの影響による場合も含む）
- 災害や盗難により住宅、家財、資産に重大な損害を受けた場合
- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける場合

●問い合わせ

保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

ごみ

水切りをして生ごみを減らしましょう

【生活環境課】

家庭から出る生ごみの8割程度は水分です。特に夏は水分の多い果物や野菜の皮などで生ごみの量が増えるため、しっかりと水切りをしましょう。

●水切りのポイント

- 果物や野菜の皮などは洗う前にむきましょう。
- 乾燥していない生ごみは、端を切った袋に入れて水分を搾りましょう。
- お茶がらやティーパックは、水分を搾って乾燥させましょう。

●問い合わせ 生活環境課 環境企画係 ☎33-3702

令和3年度 情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況

●情報公開制度 市が保有している行政文書の閲覧など

開示請求 件数	決定を行なったもの			決定を行わなかったもの		
	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	不存在
48件	10件	15件	3件	0件	11件	9件

※令和3年度は、不服申立てはありませんでした。

●個人情報保護制度 市が保有している本人に関する情報の開示、訂正など

開示請求 件数	決定を行なったもの			決定を行わなかったもの		
	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	不存在
27件	1件	23件	0件	0件	0件	3件

※令和3年度は、不服申立てはありませんでした。また、個人情報の訂正・削除請求、利用中止・利用停止請求もありませんでした。

●問い合わせ 総務課 文書統計係 ☎33-6110

ご利用ください！憩いの家「すみだ寮」

すみだ寮は、市民の皆さんの健康増進と福祉向上を目的とした憩いの家です。各種団体のサークル活動などにご利用ください。

【環境美化センター】

●施設内容 和室（2室）

●利用料 無料

●休寮日 月・火曜日および12月28日～1月4日

●申込方法

利用希望日の7日前までに申し込んでください。なお、利用の取消しや変更は利用日の3日前までにお願います。

●申し込み・問い合わせ

すみだ寮（隅田町中島1056-4）
☎36-1007

